



# 宮 崎 県 公 報

令和6年12月12日(木曜日) 第569号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁	
○保安林の指定予定(4件)……………(自然環境課) 1		○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2
○保安林の指定予定の通知……………( “ ” ) 2		公 告
○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定……………(技術企画課) 2		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(12件)……………(商工政策課) 3
		○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 5
		○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………( “ ” ) 6
		○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定……………(建築住宅課) 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 680号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字板淵3346-10、3346-11、3346-18
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 681号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字熊峯3824-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 682号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上只石8433-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上只石8433-5(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 683号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868-4、1868-10

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 684号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字越野尾 222-12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 685号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 区域の表示 次の図のとおりとする。
- 2 指定年月日 令和7年5月1日
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部技術企画課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 686号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月12日から同年同月26日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975番2地先から同郡同村同大字同字 975番2地先まで	旧	5.5～13.6	72.3
				新	26.0～43.8	72.3

宮崎県告示第 687号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月12日から同年同月26日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市大貫町一丁目29 22番3地先から同市同町一丁目28 63番2地先まで	旧	18.9～36.0	33.4
				新	18.9～36.0	33.4

宮崎県告示第 688号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年12月12日から同年同月26日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市大野町 770番口地先から同市同町 770番5地先まで	旧	8.9～15.7	11.1
				新	15.7～22.6	11.1

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス赤江店  
宮崎市大字本郷北方2237番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和6年5月22日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス大塚台店  
宮崎市大塚台西1丁目2-4
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和6年5月22日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス大塚中央店  
宮崎市大塚町京園3114-1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和6年5月22日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス大王店  
都城市大王町41号8番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和6年5月22日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス都北店  
都城市都北町3543番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 6 年 5 月 22 日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店  
都城市南横市町4218番地 外11筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 6 年 5 月 22 日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス延岡店  
延岡市栄町 2-1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 6 年 5 月 22 日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス日南店  
日南市中央通 2 丁目 8 番 8
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 6 年 5 月 22 日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 1 月 14 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ブラッセだいわ小林店

小林市大字細野字池の原1976番 1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和6年5月22日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス西都店

西都市大字妻字平田1707番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和6年5月22日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高原町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高原複合商業施設L a L a きりしま

西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番 1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人によっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和6年5月22日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門川店

東臼杵郡門川町東栄町4丁目2-3

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和6年5月22日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年12月12日から令和7年1月14日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

西都市

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

西都都市計画道路

(2) 名称

8・7・3号逢初川歩行者専用道路

3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県西都土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
西都市
- 2 都市計画の種類及びその名称  
西都都市計画緑地  
1号 逢初川緑道

3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県西都土木事務所

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した令和 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

二級建築士（合格者21名）

合格番号	受験番号
R06-1	8F- 10043K
R06-2	8F- 10075P
R06-3	8F- 10200N
R06-4	8F- 10212L
R06-5	8F- 10217Y
R06-6	8F- 10312N
R06-7	8F- 10461R
R06-8	8F- 10476Y
R06-9	8F- 10601R
R06-10	8F- 10680K
R06-11	8F- 20093R
R06-12	8F- 20204P
R06-13	8F- 20215L
R06-14	8F- 20242K

R06-15	8F- 20501K
R06-16	8F- 20561P
R06-17	8F- 20607L
R06-18	8F- 20652P
R06-19	8F- 20663L
R06-20	8F- 20747L
R06-21	8F- 20789L

木造建築士（受験者なし）